

社会福祉法人るうてるホーム

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人るうてるホーム（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長については、報酬、賞与を支給することとし、退職手当は支給しない。
- (2) 理事長ではない理事、評議員及び監事（以下、「非常勤役員等」という。）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(理事長の報酬等の算定方法)

第3条 理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、給与規程第19条の規定に準ずる額
- (4) 理事長が業務のため出張をした時は、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している者に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が土曜日にあたる場合は前日、日曜日にあたる場合は、前々日に支給する。
 - (2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成29年6月19日より施行する。

2. 平成27年4月1日施行の社会福祉法人うるてるホーム役員等報酬規程は廃止する。

別表第1（理事長の報酬）

役職名	報酬月額
理事長	50,000円

別表第2（理事長の賞与）

7月の賞与	報酬月額×1ヶ月分
12月の賞与	報酬月額×2ヶ月分

別表第3（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（2）理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
理事会および評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（3）監事

	日額
監事監査等への出席	10,000円
理事会等会議への出席	5,000円
理事会および評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円